

中学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

中学校等の移行期間中の教育課程について

1 移行期間中の学習指導

(1) 移行期間中における各教科等の対応一覧

※【現】：現行中学校学習指導要領 【新】：新中学校学習指導要領

	総則	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家	外国	道徳	総合	特活
【新】により指導する教科等	○										H31～	○	○
「移行措置の内容」により、指導する教科		○		○	○			○					
「【現】により指導する場合」と、「全部又は一部について【新】により指導する場合」がある教科 ※【現】で指導する場合には、【新】の一部を追加する必要がある。			○										
「【現】により指導する場合」と、「全部又は一部について【新】により指導する場合」がある教科等						○	○		○	○	H30のみ		

移行措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国語：【新】の一部を追加して指導する。 ・数学：【新】の一部を追加するとともに【現】の一部を省略して指導する。 ・理科 } 【現】の一部を指導学年を前倒して実施。 ・保健体育 } 【新】の一部を追加するとともに【現】の一部を省略して指導する。 	「移行措置の内容」を押さえた上で、 <u>【新】の内容を取り入れて指導することができる。</u>
---------	---	---

(2) 移行期間中の各学年における各教科等の授業時数及び総授業時数は、現行と変更はない。

2 総則

中学校等における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新中学校学習指導要領第1章の規定を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

なお、平成30年度においては、道徳教育については、新中学校学習指導要領第1章第1の2(2)、第2の3(1)カ及び第6の規定によることができるとしたことに留意すること。

3 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。